

京都市告示第 408 号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「改正法」という。）附則第4条第2項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号（改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

平成22年1月21日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
太田 尚吾	わら天神鍼灸整骨院	北区衣笠天神森町38番地の1	平成21年 8月1日
寺阪 和恵	治療院・訪問マッサージゆりかご	中京区西ノ京御輿岡町25番地の14	平成21年 12月24日
増野 至	増野鍼灸院	東山区清水3丁目346番地	平成21年 12月14日
増野 恵子	増野鍼灸院	東山区清水3丁目346番地	平成21年 12月14日
湯村 智明	湯村鍼灸院	南区久世中久世町3番地の45 ラ・メゾン・ボヌール202	平成21年 12月17日
高井 富士夫	フジ接骨院	右京区常盤仲之町3番地の26 i・house02 1階南	平成21年 11月25日
中塚 香奈子	中塚カナコ治療所	右京区嵯峨大覚寺門前六道町42番地の8	平成21年 12月10日

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
中塚 恒二	中塚カナコ治療所	右京区嵯峨大覚寺門前六道町42番地の8	平成21年 12月10日
糺谷 文男	ケア・ワールド接骨院	伏見区竹田中内畑町172番地 MYビル1F	平成21年 11月24日
徳永 貴久	こころ接骨院	伏見区淀本町167番地の6	平成21年 11月1日
松本 行治	あじさい治療院	伏見区桃山町立売39番地の6	平成21年 12月17日
大津 光利	あじさい治療院	伏見区桃山町立売39番地の6	平成21年 12月17日
里 和史	あじさい治療院	伏見区桃山町立売39番地の6	平成21年 12月17日
柘植 満	あじさい治療院	伏見区桃山町立売39番地の6	平成21年 12月17日
寺阪 和恵	治療院・訪問マッサージゆりかご	伏見区向島二ノ丸町68番地の259	平成21年 12月24日
萩尾 泰久	ほほえみ整骨院	伏見区深草西浦町3丁目15番地の1	平成21年 12月16日
佐久 誠	ほほえみ整骨院	伏見区深草西浦町3丁目15番地の1	平成21年 12月16日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)